令和８年 11 月6日
県土整備部
道路管理課　栗原・土屋
　直通：027-226-3592
中之条土木事務所　市村
　直通：0279-75-3047

Gunma Prefecture 群馬県

国道 145 号（東吾妻町郷原地内）の全面通行止めを 11 月 11 日に解除します
～片側交互通行により通行を再開～

令和8年9月8日から法面崩壊により全面通行止めとしている国道145号（東吾妻町郷原地内）について、**11月11日（水）午前10時に全面通行止めを解除し、片側交互通行により通行を再開します。**

これまで、一般社団法人群馬県建設業協会吾妻支部と連携して応急復旧工事を進め、崩壊土砂や不安定な土砂・岩塊の除去を行ってきました。

通行再開後も、本格復旧工事が完了するまでは片側交互通行となるため、通行に時間がかかる場合があります。

また、大雨や地震などにより安全な通行が確保できない場合には、再び全面通行止めとすることがあります。

１．解除日時
令和８年 11 月11日（水）　午前 10 時
※天候等により変更する場合があります

２．解除区間
国道145号　東吾妻町郷原交差点～岩島駅 前交差点（約4.1km）
※解除後は被災箇所付近で片側交互通行（約 100m）となります。

３．留意事項
次のいずれかに該当する場合は、安全確保のため、再び全面通行止めとします。
・時間雨量 20mm 以上
・連続雨量 70mm 以上
・震度４以上の地震

４．今後の予定
現在、本格復旧工事を進めており、令和9年1月末の完了を目指しています。

位置図



（国）145 号 被災箇所
11 月 11 日午前 10 時解除（被災箇所付近は片側交互通行）


被災直後の状況


現在の状況

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
13 気候変動に具体的な対策を